

土砂災害に関する避難確保計画

(施設名：根尾デイサービスセンター)

作 成：2023年7月

目 次

- 1 計画の目的
- 2 計画の適用範囲
- 3 避難対象の災害
- 4 防災体制に関する事項
 - (1) 各班の任務と組織
 - (2) 防災体制
 - (3) 施設職員間や施設内外の連絡体制緊急時連絡先
 - (4) 事前対策
 - (5) 情報収集及び伝達
- 5 避難誘導に関する事項
 - (1) 避難誘導等
 - (2) 避難基準
 - (3) 避難の方法
 - (4) 避難経路
 - (5) 施設周辺や避難経路の平常時の点検
 - (6) 避難の実施
- 6 避難確保を図るための施設の整備に関する事項
- 7 防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - (1) 防災教育
 - (2) 訓練
 - (3) 訓練の実施時期

1 計画の目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という。）は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、当該施設付近で土砂災害の発生又は発生の恐れがある場合に対応すべき必要な事項を定め、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

3 避難対象の災害

災害の種別	土砂災害警戒区域名
土砂災害	別紙あり

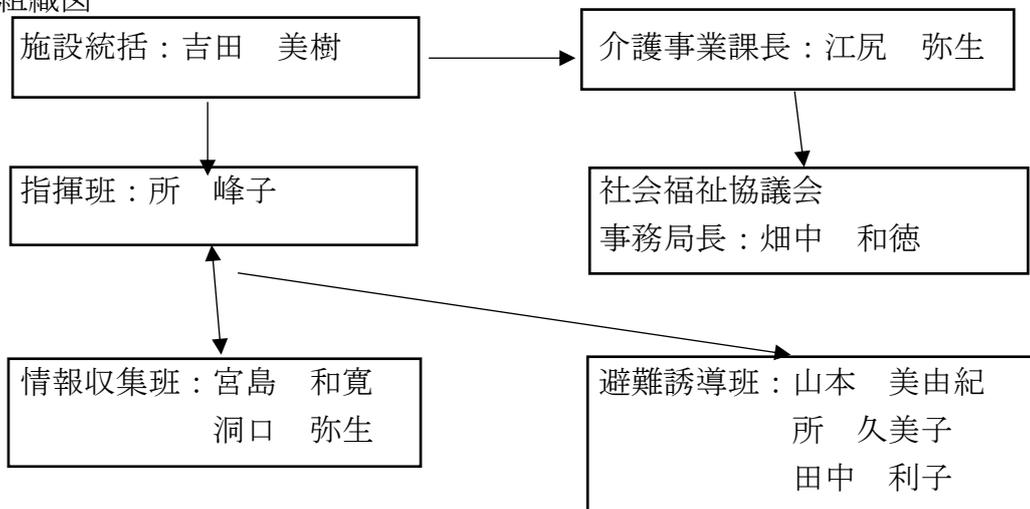
4 防災体制に関する事項

(1) 各班の任務と組織

ア 各班の任務

班名	任務の内容
指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

イ 組織図



(2) 防災体制

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応者要因
注意体制	次のいずれかに該当する場合 ・台風接近が予想される場合 ・大雨注意報、洪水注意報発表	・台風、大雨情報の収集	情報収集班
警戒体制	次のいずれかに該当する場合 ・避難準備、高齢者等避難勧告等が発令された場合 ・大雨警報、洪水警報、土砂災害発表	洪水予報、土砂災害警報等の収集	情報収集班
		・使用する資器材の準備 ・避難誘導	避難誘導班
非常体制	次のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示の発令 ・土砂災害警戒情報発表	・関係機関等への連絡、通報 ・施設内全体の避難誘導	避難誘導班

*上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする

(3) 施設職員間や施設内外の連絡体制緊急時連絡先

【法人関係機関】

- ・本巢市社会福祉協議会 本所 058-324-8989
- ・本巢市社会福祉協議会 介護事業課 058-320-0503

【行政関係機関】

- ・本巢市役所 福祉敬愛課 高齢福祉係 058-323-7754
- ・本巢市役所 根尾分庁舎 0581-38-2511
- ・本巢消防 根尾分署 0581-38-3113
- ・北方警察 根尾駐在所 0581-38-2110
- ・北方警察署 058-324-0110

【協力機関】

- ・根尾診療所 0581-38-2571
- ・

【ライフライン】

- ・中部電力岐阜営業所（電気） 058-253-7707
- ・JAぎふ根尾支店（ガス） 0581-38-2521
- ・本巢市役所 上下水道課（水道） 058-323-7760
- ・NTT東日本（通信） 0120-815-5511

(4) 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、サービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

(5) 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表2 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	口頭・メール等
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	口頭・メール等
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等	市役所等 テレビ・インターネット	口頭・メール等

表3 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	電話・FAX	社協・市役所（防災担当）、消防等
被害情報	情報収集班	電話・FAX	社協・市役所（防災担当）、消防等
避難準備等について	避難誘導班	口頭	利用者
		電話・FAX	社協・市役所（福祉担当、防災担当）、消防等
避難開始等について	避難誘導班	口頭・電話・FAX	利用者・利用者家族 市役所（福祉担当・防災担当）、消防等

5 避難誘導に関する事項

(1) 避難誘導等

本巣市指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の待避場所に待

避する。

立ち退き避難が危険な場合は、生活支援ハウス娯楽室へ避難誘導する。

(2) 避難基準

ア 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

イ 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

(3) 避難方法

ア 本巣市指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ 本巣市指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
車による移動：車両3台（利用者15名、施設職員8名）
- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ 施設内避難の場合

- ・ 根尾生活支援ハウス娯楽室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、車いす利用者を優先する。
- ・ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

(4) 避難経路

ア 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ 避難場所までの移動は、幹線道路経由とする。
(経路図は、別添図のとおり)

イ 施設内避難の場合

- ・ 施設館内の避難経路は施設内渡り廊下経由とする。

(5) 施設周辺や避難経路の平常時の点検

ア 施設周辺の点検

- ・ 緊急避難場所へ移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、窓ガラスの破片や支障物は速やかに取り除く。

イ 避難経路の点検

- ・ 緊急避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

(6) 避難の実施

- ・ 避難にあたっては、避難開始を口頭で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

6 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- (1) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、下記に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表 4 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、スマートフォン、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、携帯電話、懐中電灯、携帯電話バッテリー、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬、防寒具

7 防災教育及び訓練の実施に関する事項

(1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

ア 訓練内容

イ 情報収集及び伝達

ウ 避難判断

エ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

(3) 訓練の実施時期

訓練は、年間概ね2回行う。